

## 水質環境基準水域類型に関する第6次報告案への 意見募集実施 環境省



中央環境審議会の水生生物保全環境基準類型指定専門委員会は、環境基本法に基づく水質環境基準のうち、水生生物保全に関する基準の水域類型指定案を平成24年11月8日までにとりまとめ、12月7日(必着)まで、意見募集を実施しました。

現在、水生生物の保全に係る水質環境基準については、全亜鉛とノニルフェノールの2項目が、環境基準として設定されています。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定については、平成18年4月に「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」(第1次答申)として中央環境審議会より答申がなされて以降、平成24年3月に行われた第5次答申にわたって取りまとめられています。

今回は、中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において大阪湾に係る水域類型の指定について審議が行われ、第6次報告案が取りまとめられたことを受けて、意見募集を開始するものとなります。

その内容としては、

現在、大阪湾については、大阪湾(1)～(5)及び津名港、洲本(1)、洲本(2)、尾崎港、淡輪港、深日港の11水域について、水質環境基準の生活環境項目について水域類型が指定されています(A類型3水域、B類型2水域、C類型6水域)。

その上で、

- ①全域(海域生物特Aに指定される水域を除く)を「海域生物A」とすることが適当である。
- ②保護水面等に相当する「関西国際空港周辺の水域」及び、主要な産卵場・生育場である「湾北西部の浅場(神戸市)」、「湾南東部から南部にかけての浅場(岸和田市～田倉崎・友ヶ島)」、「淡路島北東岸の浅場(淡路市)」、「淡路島南東岸の浅場(洲本市)」については、「海域生物特A」として選定することが適当である。

また、達成期間については、当該各水域の全亜鉛については、大阪湾におけるこれまでの年間を通じた調査結果からは、環境基準値以下で推移していて、ノニルフェノールについては、既往の調査からは公共用水域の海域で環境基準を超過している地点は無いことから、達成期間は「A(直ちに達成)」とすることが適当である。

としています。

当社では河川や湖沼等の環境水や排水の分析はもちろん、様々な種類の水質分析についての長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2012年11月8日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介